

質問の件名及び質問の要旨(質問時間)	答弁を求める者
<p>1 市の債権管理と生活困窮者対策 (15分)</p> <p>鶴ヶ島市では、市税などの強制徴収公債権のほか、非強制徴収公債権、私債権の未収債権の管理適正化を目的にした「債権管理条例」を平成25年12月議会で可決しています。</p> <p>本年4月から施行された生活困窮者自立支援法の先行事例として法設立のきっかけとなった滋賀県野洲市でも、本年「債権管理条例」が施行されており、その条例に債権回収から明らかになった生活困窮者への対応を明記している点が特徴的です。</p> <p>(1) 鶴ヶ島市の債権回収の現状について</p> <p>ア 先進地の船橋市では、債権管理課による一元管理が行われていますが、庁内連絡会議での対応との説明のあった体制の現状について</p> <p>イ 市税の滞納額の推移と現状について</p> <p>ウ 市税以外の滞納額の推移について支払督促や民事訴訟の提起をルーティン化するなどの非強制徴収公債権、私債権への対応について</p> <p>エ 特に給食費の収納率向上、滞納対策の状況について</p> <p>(2) 地方自治法第96条第1項第10号に債権放棄は、議会の議決を要するが、「条例に特別の定めがある場合を除く」とあります。条例を制定した当市での債権放棄の状況について</p> <p>(3) 生活困窮者への対応について</p> <p>ア 鶴ヶ島市生活サポートセンターの取組について</p> <p>イ 消費生活相談、多重債務相談、就労支援、生活保護などの相談や対応との連携について</p> <p>(4) 生活困窮者対策の充実と債権管理との連携を</p>	<p>市長 教育委員会委員長</p>
<p>2 足元からのシティプロモーションについて (15分)</p> <p>平成27年度坂戸、鶴ヶ島水道企業団の議会事務調査に7月2～3日まいりました。マンホールのトップシェアの日之出水道機器株式会社栃木工場での視察では、ヒノダクタイル鋳鉄という素材を開発し急成長を遂げた同社の製造工程を拝見し、その基礎部分も従来のコンクリートとは違う、高強度で、薄く軽いレジンコンクリートでの製造も拝見しました。ゲリラ豪雨でもマンホールのふたが飛ばない工夫、食い込みを防止する工夫など最新の技術も拝見しました。</p> <p>また、同社のご当地マンホールとも言われる、地域ごとのゆるキャラ等を入れ、デザインされたマンホールは興味深いものでした。いわゆる金型代などのイニシャルコストなしに提供しており、所沢市、本庄市、</p>	<p>市長</p>

質問の件名及び質問の要旨(質問時間)	答弁を求める者
<p>三芳町など多くの県内自治体も採用しています。</p> <p>東京の千代田区でマンホールのふたの魅力を語り合う「マンホールサミット 2014」が開催され、マンホールが大好きな方々が大勢集結したそうです。マンホール女子についてもNHKの情報番組などで特集されていました。全国で約2万種類ものマンホールがあり、いわゆるシティプロモーションの一役を担っております。</p> <p>(1) 鶴ヶ島市でのマンホールの種類と数について (2) マンホールの更新の状況について (3) 鶴ヶ島市でのデザイン、カラー化したマンホールの採用について (4) 市が構成市となっている、水道企業団、下水道組合、消防組合での取組について</p> <p>3 保護者向け緊急メール連絡網運用の改善について (15分)</p> <p>24年6月定例議会で提案し、翌年実施された保護者向け緊急メール連絡網について。</p> <p>埼玉県下においても所沢市、朝霞市、熊谷市、滑川町など多くの自治体で導入されている学校専用の自己管理型メール配信システムは、導入経費が安く、ランニングコストがほとんどかからない、クラス別、学年別、部活別など細やかなカテゴリでの配信が可能、基本的には、子どもたちの情報が学校内で管理できることなどを紹介しましたが、緊急時の連絡を重んじるせいか、柔軟な運用がなされていないように思われます。中には、別に保護者同士の連絡網を設けて対応しているところもあり、宝の持ち腐れになっていないか心配されます。</p> <p>(1) 市が採用した緊急メールシステムの概要について (2) 運用のルールと状況について (3) コストについて (4) 公式な緊急メール以外の保護者同士でのメール網の状況について (5) もっと柔軟な運用を</p>	<p>市長 教育委員会委員長</p>

質問の件名及び質問の要旨(質問時間)	答弁を求める者
<p>4 首長、議員の報酬について (15分)</p> <p>平成27年度各部の業務方針及び年間基本計画のうち、総務部の人事課の重点的な取組に</p> <p>③議会議員の報酬額等の見直し【施策55】</p> <p>昨年度開催した特別職報酬等審議会の審議資料に誤りがあることが発覚したため、議会議員の報酬額や市長等の給料月額について改めて同審議会の意見を聴き、見直しを行う。</p> <p>とあります。</p> <p>(1)スケジュールについて</p> <p>(2)報酬等審議会のメンバーについて。昨年度からの変更は</p>	<p>市長</p>